

平成 29 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 アライドアーキテクツ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中 村 壮 秀
(コード番号：6081 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執行役員 C F O 山 口 陽 平
(TEL 03-6408-2791)

第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催されました取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 17 回、第 18 回及び第 19 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと並びに時価発行新株予約権信託（以下「本信託」といいます。）を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）の導入について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 29 年 11 月 30 日
(2)	発行新株予約権数	第 17 回 2,400 個、第 18 回 2,450 個、第 19 回 2,450 個
(3)	発 行 価 額	第 17 回 240,000 円（新株予約権 1 個につき 100 円） 第 18 回 245,000 円（新株予約権 1 個につき 100 円） 第 19 回 245,000 円（新株予約権 1 個につき 100 円） 総額 730,000 円
(4)	当該発行による 潜在株式数	730,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5)	資 金 調 達 の 額	662,110,000 円（差引手取概算額：648,110,000 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：730,000 円 新株予約権行使による調達額：661,380,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行 使 価 額	1 株当たり 906 円（固定）
(7)	募集又は割当方法 （割当予定先）	受託者川野弘道に対して第三者割当の方法によって行います。
(8)	そ の 他	本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の取締役及び従業員（以下「役職員」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。 当社は、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランではなく、信託を用いた本インセンテ

		<p>イブプランを活用することにより、当社の役職員を対象として、当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社の役職員の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社の役職員の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。</p> <p>なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p> <p><第17回新株予約権の主な行使条件></p> <p>受託者より本新株予約権の交付を受けた者（以下、「受益者」という。）は、下記（i）（ii）（iii）の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>（i）決算期：平成30年12月期から平成35年12月期のいずれかの期 業績判定水準：営業利益 金20億円 行使可能割合：100%</p> <p>（ii）決算期：平成30年12月期から平成34年12月期のいずれかの期 業績判定水準：営業利益 金15億円 行使可能割合：40%</p> <p>（iii）決算期：平成30年12月期から平成32年12月期のいずれかの期 業績判定水準：営業利益 金10億円 行使可能割合：20%</p> <p><第18回新株予約権の主な行使条件></p> <p>受益者は、下記（i）（ii）（iii）の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り</p>
--	--	--

		<p>捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(i) 決算期：平成31年12月期から平成37年12月期のいずれかの期 業績判定水準：営業利益 金25億円 行使可能割合：100%</p> <p>(ii) 決算期：平成31年12月期から平成35年12月期のいずれかの期 業績判定水準：営業利益 金20億円 行使可能割合：40%</p> <p>(iii) 決算期：平成31年12月期から平成34年12月期のいずれかの期 業績判定水準：営業利益 金15億円 行使可能割合：20%</p> <p><第19回新株予約権の主な行使条件></p> <p>受益者は、下記(i)(ii)(iii)の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(i) 決算期：平成32年12月期から平成38年12月期のいずれかの期 業績判定水準：営業利益 金30億円 行使可能割合：100%</p> <p>(ii) 決算期：平成32年12月期から平成37年12月期のいずれかの期 業績判定水準：営業利益 金25億円 行使可能割合：40%</p> <p>(iii) 決算期：平成32年12月期から平成35年12月期のいずれかの期 業績判定水準：営業利益 金20億円 行使可能割合：20%</p>
--	--	---

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額であり、差引手取概算額は、資金調達の額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合資金調達の額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

<本インセンティブプラン導入の目的及び理由>

当社は、当社の役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社の将来の取締役及び従業員に本新株予約権を交付するため、当社代表取締役社長である中村壮秀を委託者（以下「本委託者」といいます。）とし、川野弘道を受託者（以下「本受託者」または「川野氏」といいます。）とする3つの時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、時価発行新株予約権信託[®]（以下「本信託」といいます。）を活用したインセンティブプランを実施いたします。本インセンティブプランは、本信託契約の内容に従って、以下の3つのプランによって構成されます。

新株予約権の種類と個数	人事評価期間	交付日	行使期間
第17回新株予約権 (2,400個)	平成29年7月 ～平成30年6月	平成30年12月の最 終営業日	平成32年4月1日 ～平成40年11月29日
第18回新株予約権 (2,450個)	平成30年7月 ～平成31年6月	平成31年12月の最 終営業日	平成33年4月1日 ～平成41年11月29日
第19回新株予約権 (2,450個)	平成31年7月 ～平成32年6月	平成32年12月の最 終営業日	平成34年4月1日 ～平成42年11月29日

これらのプランを実施するため、本委託者は、本信託契約の定めに従って、本受託者に対してその手許資金を信託し、本受託者が本新株予約権の総数を引受けるとともに、信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本新株予約権は、予め定められた交付日において、受益者となる当社の役職員（以下「受益者」といいます。）に分配されることとなります（詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。）。但し、委託者は本インセンティブプランの対象となる受益者から除かれております。

なお、受益者は、本新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従い、本委託者を除く取締役及び監査役によって構成され、その過半数を社外役員が占める評価委員会によって指定されます。

具体的には、交付ガイドライン上、本インセンティブプランは、半期に1回行われる当社所定の人事評価において評価上位20%の役員に選定された者を対象とし、①管掌取締役・執行役員の評価による順位、及び②グレードを評価要素として付与されるポイントを人事評価期間中累積しておき、最終的に対象者が各交付日において保有するポイントの数に比例按分する形で本新株予約権を交付するものとされております。

なお、評価上位20%の役員を選定は、①まず当社の各本部の管掌取締役及び執行役員が、各本部に所属する役員（管掌取締役及び執行役員を除く。）につき、過去半年間における定量面・定性面における成果、及び、今後の業績貢献の可能性を評価し、②次に各本部の順位を踏まえて、委託者である社長を除く管掌取締役・執行役員により、当社全体での順位を決定することで行われます。また、役員を新たに採用する場合にはそのグレードに応じてサインアップボーナスとしてポイントを付与することができ、新規採用者に対してサインアップボーナスの付与がある場合には評価上位20%の役職員の評価水準を参照の上で評価を行い、評価上位20%以内の役員と同等の評価を得べき者が選定されます。

以上の通り、当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している役員のみならず将来採用される役員や今後当社の関係会社となる企業の役員も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役員過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、②発行後に入社する役員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、本信託の趣旨に従って人事評価期間中の当社の役職員の貢献度に応じて、将来的に分配することが可能であり、将来採用される従業員に対しても本新株予約権を分配することが可能となる

など、従来型のインセンティブプランの課題を克服することが可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社の役職員で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

さらに、各本新株予約権には、それぞれ当社の営業利益に関する3段階の業績達成条件（第17回新株予約権：10億円、15億円、20億円、第18回新株予約権：15億円、20億円、25億円、第19回新株予約権：20億円、25億円、30億円）を定めることで、過去の業績推移と比較して一段と高い目標に対する当社役職員の業績達成意欲をより一層向上させ、中長期的且つ着実に当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待されます。なお、これらは過去に当社が発行した業績条件付募集新株予約権（有償ストック・オプション）に設定された営業利益に関する業績達成条件の水準（平成28年11月10日付取締役会決議による第11回新株予約権（直近）：10億円、20億円）をベースに、より段階的に、且つ、より中長期的な視点に立った業績目標を追加したものであります。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

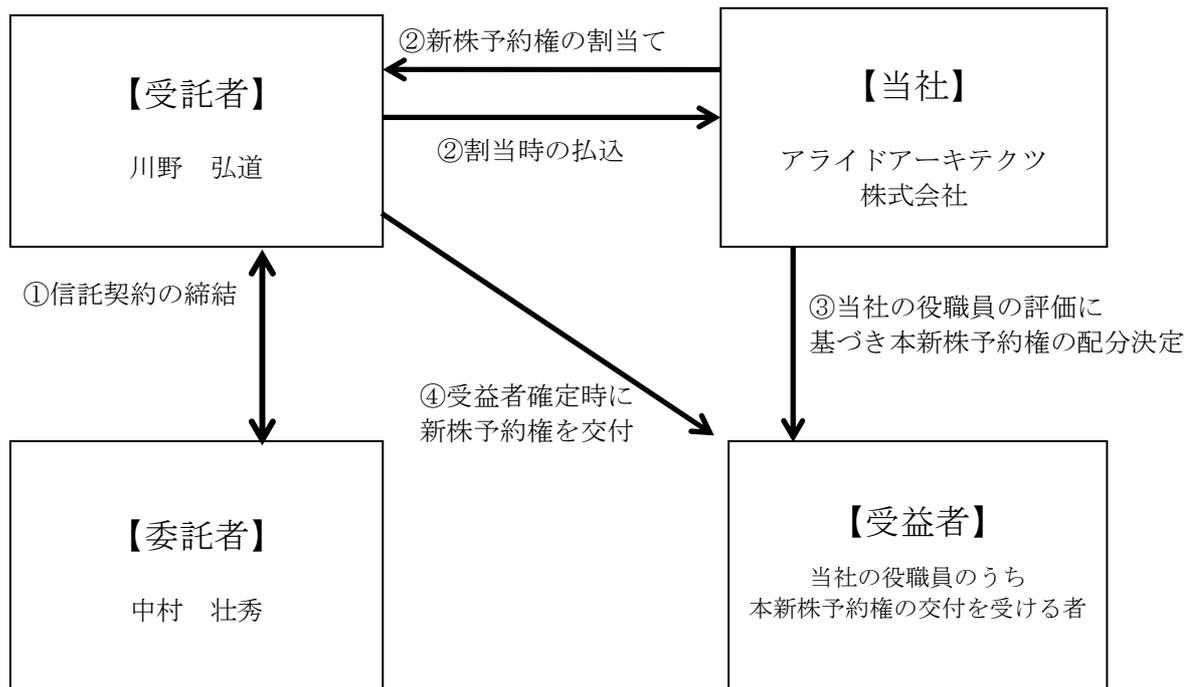
なお、当社は本日付で、当社取締役及び従業員を割当対象とした第16回新株予約権の発行決議をしております。詳細につきましては、本日公表の「業績条件付募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。かかる第16回新株予約権については、当社が、業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行するものであり、当社は過去3年に渡って毎年同様の新株予約権を発行しております。当社といたしましては、当社役職員のモチベーションを喚起させるため、今年度においても新株予約権を直接取得する従来型の業績条件付募集新株予約権を発行することにいたしました。

しかしながら、インセンティブプランの一環として毎年新たな新株予約権を発行する場合、新株予約権の発行の都度に煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になります。また、当社といたしましては、短期的な目標だけではなく、これから先の将来に向けた中・長期的な目標を見据える上で、現在の役職員のみならず、将来の役職員をも対象とするようなインセンティブプランが効果的であると判断致しました。このような検討の結果、当社は、従来型の業績条件付募集新株予約権のみではなく、信託を用いた本インセンティブプランを併せて実施することにより、次回以降の発行手続きや管理コストの負担を軽減させ、将来の中長期的な目標に向けてより一層の意欲及び士気を向上させることができるものと期待しております。

<本信託の概要>

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	中村 壮秀（当社代表取締役社長）
受託者	川野 弘道
受益者	交付日に受益者として指定された者（受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日（信託期間開始日）	各信託いずれも平成 29 年 11 月 27 日
本新株予約権の交付日	第 17 回新株予約権：平成 30 年 12 月の最終営業日 第 18 回新株予約権：平成 31 年 12 月の最終営業日 第 19 回新株予約権：平成 32 年 12 月の最終営業日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	交付日時点の当社の役職員のうち、本信託契約に基づき、本新株予約権の交付日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である平成 29 年 11 月 27 日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されており、その内容は、上記<本インセンティブプラン導入の目的および理由>に記載の通りです。

<本インセンティブプランの概要図>



- ① 本委託者である中村壮秀が本受託者である川野氏との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。
- ② 当社は、本信託の設定を前提に、平成 29 年 11 月 13 日開催の取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、受託者である川野氏は、上記①で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を交付日まで管理します。

- ③ 当社は、交付ガイドラインの定めに従い、人事評価期間中の評価順位に応じて、当社の役職員に対し、交付する本新株予約権の個数を決定する基準となるポイントを付与し、当該ポイントの数に応じて各役職員に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。
- ④ 本新株予約権の交付日に受益者が確定し、本受託者が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。

※本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の普通株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

※本受託者に死亡等の事由が生じた場合については、信託法第 62 条第 1 項に基づき、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることとなります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
662, 110, 000	14, 000, 000	648, 110, 000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（730, 000 円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（661, 380, 000 円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、本新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の役職員の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社の役職員の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 代表取締役社長 野口真人）に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の回数ごとにそれぞれ以下の条件に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、評価結果を第 17 回新株予約権については 1 個当たり 100 円、また第 18 回新株予約権については 1 個当たり 100 円、第 19 回新株予約権については 1 個当たり 100 円と算出しております。

< 第 17 回新株予約権 >

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値

906 円/株、株価変動性（ボラティリティ）74.70%、配当利回り 0%、無リスク利率 0.088% や本第 17 回新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 906 円/株、満期までの期間 11 年、業績条件）

< 第 18 回新株予約権 >

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値 906 円/株、株価変動性（ボラティリティ）74.70%、配当利回り 0%、無リスク利率 0.138% や本第 18 回新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 906 円/株、満期までの期間 12 年、業績条件）

< 第 19 回新株予約権 >

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値 906 円/株、株価変動性（ボラティリティ）74.70%、配当利回り 0%、無リスク利率 0.188% や本第 19 回新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 906 円/株、満期までの期間 13 年、業績条件）

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の 1 個当たりの払込金額を当該算出結果と同額に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成 29 年 11 月 10 日）の東京証券取引所における普通取引の終値 906 円を参考として、当該終値と同額の 1 株 906 円に決定いたしました。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず、適法である旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 730,000 株（議決権数 7,300 個）であり、平成 29 年 8 月 9 日現在の当社発行済株式総数 13,811,100 株（議決権数 137,838 個）を分母とする希薄化率は 5.29%（議決権の総数に対する割合は 5.30%）に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。また、本第三者割当による新株予約権の発行の取締役会決議日（平成 29 年 11 月 13 日）から 6 ヶ月以内である平成 29 年 5 月 19 日に実施した第三者割当による新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は、普通株式 2,400,000 株（議決権数 24,000 個）であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付する株式数 730,000 株（議決権数 7,300 個）を合算した株式数は 3,130,000 株（議決権数 31,300 個）になります。本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（議決権数）に 6 ヶ月以内の第三者割当（前回割当）による新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（議決権数）を加算した合計 3,130,000 株（議決権数 31,300 個）を分子とし、前回割当決議時点における発行済株式数 13,511,100 株（議決権数 134,838 個）に対する希薄化率は 23.17%（議決権ベースの希薄化率は 23.21%）に相当いたします。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社の役職員の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める時価総額及び業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

また、本新株予約権の行使により発行される株式の総数 730,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は約 224,000 株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

氏名	受託者川野弘道	
住所	東京都渋谷区	
職業の内容	税理士	
上場会社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	受託者は、当社の税務顧問であり、当社の税務に関する諸手続きを行っており、顧問契約に従って毎月顧問料を支払っております。

- (注) 1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成 29 年 11 月 13 日現在のものです。
2. 当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても第三者機関が提供しているデータベース「日経テレコン」を利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査し、川野氏が反社会的勢力等と関係がないことを確認しております。そして、当社は、「割当先が反社会的勢力と関係がない旨を示す確認書」を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が、本受託者を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、本受託者である川野氏の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託（商事信託）ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となることが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの類を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、①信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、②交付日に本新株予約権を受益者へ分配すること及び③本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。そして、本受託者は、税理士業を業としており、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。さらに、本受託者は、当社の税務顧問であり、当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足り得ると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、川野氏を本新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である川野氏は、本信託契約に従い、本新株予約権を交付日まで保有し、その後、受益者（受益者適格要件を満たす者のうち受益者となる意思表示をした者）へ交付することとなっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、委託者である中村壮秀が当初信託金相当額を保有していることを本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認するとともに、平成 29 年 11 月 27 日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって委託者が当該当初信託金相当額を割当日に先立ち割当予定先に対して拠出し、割当日において割当予定先が信託財産として保有する予定であることを確認しております。

(5) その他重要な契約等

上記の本信託契約のほか、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
中村 壮秀	38.20%	中村 壮秀	36.24%
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	4.59%	資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	4.35%
株式会社アイスタイルキャピタル	4.07%	株式会社アイスタイルキャピタル	3.86%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	3.65%	日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	3.47%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	3.37%	日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	3.20%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口9)	2.77%	日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口9)	2.63%
西田 貴一	2.45%	西田 貴一	2.32%
日本証券金融株式会社	1.48%	日本証券金融株式会社	1.41%
安藤 公彦	1.31%	安藤 公彦	1.25%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505012 (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	1.29%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505012 (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	1.22%

- (注) 1. 募集前の保有比率は、平成 29 年 6 月 30 日現在の株主名簿上の株式数に基づく議決権数を基準としております。なお、議決権数につきましては、平成 29 年 7 月 1 日付で当社普通株式 1 株につき 3 株の割合をもって株式分割が行われたことを踏まえ、平成 29 年 6 月 30 日に株式分割が行われたものと仮定し、算出しております。
2. 募集後の保有比率は、平成 29 年 6 月 30 日現在の所有議決権数を、平成 29 年 6 月 30 日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。
3. 上記表中の持株比率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。
4. 割当予定先である受託者川野弘道は、割当られた本新株予約権の信託に係る事務手続き及び管理を行うことだけを目的とし、信託満了後は本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を受益者へ交付することを約していることから、募集後の大株主及び持株比率には表示しておりません。
5. 本インセンティブプランの性質上、現時点において、本新株予約権の交付を受ける受益者が確定していないことから、受益者は募集後の大株主及び保有比率には表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成 29 年 11 月 13 日に発表いたしました平成 29 年 12 月期の通期業績予想に変更はありません。また、本新株予約権が行使され、調達資金の用途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)ことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

決算期	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
売上高	2,163百万円	2,583百万円	6,004百万円
営業利益	220百万円	△345百万円	294百万円
経常利益	219百万円	△365百万円	273百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	119百万円	△418百万円	236百万円
1株当たり当期純利益	9.32円	△32.44円	18.12円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり純資産	117.09円	84.65円	102.14円

(注) 当社は、平成29年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため、平成26年12月期の期首に当該分割が行われたと仮定し、小数点第3位を四捨五入して1株当たり当期純利益金額、1株当たり配当金及び1株当たり純資産金額を算出しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成29年8月9日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	13,811,100株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	3,824,100株	27.69%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
始 値	1,518.33円	345.67円	176.67円
高 値	2,200円	366.67円	1198.33円
安 値	304.67円	157.33円	130円
終 値	339円	181.67円	754.67円

(注) 平成29年7月1日付で当社普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割が行われたことを踏まえ、平成26年12月期の期首に株式分割が行われたものと仮定し、小数点第3位を四捨五入して当該数値を算出しております

② 最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	1,443.33	1,416円	1,355円	1,016円	941円	939円
高 値	1,545円	1,435円	1,364円	1,027円	1,011円	956円
安 値	1,306.67	1,280円	996円	865円	868円	888円
終 値	1,427円	1,372円	1,017円	927円	924円	906円

(注) 1. 平成29年7月1日付で当社普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割が行われたことを踏まえ、平成29年6月1日に株式分割が行われたものと仮定し、小数点第3位を四捨五入して当該数値を算出しております

2. 平成29年11月の株価については、平成29年11月10日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	平成29年11月10日
始 値	907円
高 値	919円
安 値	897円

終 値	906 円
-----	-------

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

・第三者割当による新株予約権の発行(第三者割当による行使価額修正条項付第12回新株予約権及び第13回乃至第15回新株予約権)

割当の効力が発生する日	平成29年6月5日
調達資金の額	4,045,306千円(差引手取概算額:4,039,306千円) (内訳)新株予約権発行による調達額:3,306千円 ・第12回新株予約権:1,504千円 ・第13回新株予約権:1,060千円 ・第14回新株予約権:582千円 ・第15回新株予約権:160千円 新株予約権行使による調達額:4,042,000千円 ・第12回新株予約権:742,000千円 ・第13回新株予約権:900,000千円 ・第14回新株予約権:1,080,000千円 ・第15回新株予約権:1,320,000千円
発行価額	・第12回新株予約権:752円 ・第13回新株予約権:530円 ・第14回新株予約権:291円 ・第15回新株予約権:80円
行使価額	・第12回新株予約権:3,710円 ・第13回新株予約権:4,500円 ・第14回新株予約権:5,400円 ・第15回新株予約権:6,600円
割り当てた新株予約権の個数	8,000個 (内訳) ・第12回新株予約権:2,000個 ・第13回新株予約権:2,000個 ・第14回新株予約権:2,000個 ・第15回新株予約権:2,000個
割当て効力発生日における発行済株式総数	4,464,7000株
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店
当該募集による潜在株式数	800,000株(新株予約権1個につき100株) (内訳) ・第12回新株予約権:200,000株 ・第13回新株予約権:200,000株 ・第14回新株予約権:200,000株 ・第15回新株予約権:200,000株
発行時における当初の資金使途	M&A及び資本・業務提携に関わる費用
発行時における支出予定時期	平成29年6月～平成33年9月
現時点における充当状況	調達した資金の充当につきまして、具体的な投資機会及び事業環境に応じて適宜判断して参ります。

アライドアーキテクト株式会社第17回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

2,400個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式240,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金906円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成32年4月1日から平成40年11月29日まで(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 新株予約権者は、下記（i）（ii）（iii）の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - （i）決算期：平成30年12月期から平成35年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金20億円
行使可能割合：100%
 - （ii）決算期：平成30年12月期から平成34年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金15億円
行使可能割合：40%
 - （iii）決算期：平成30年12月期から平成32年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金10億円
行使可能割合：20%
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成29年11月30日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- （1）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- （2）本新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イ

からホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年11月30日

以上

アライドアーキテクト株式会社第18回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

2,450 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 245,000 株とし、下記 3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 906 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 33 年 4 月 1 日から平成 41 年 11 月 29 日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 新株予約権者は、下記（i）（ii）（iii）の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - （i）決算期：平成31年12月期から平成37年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金25億円
行使可能割合：100%
 - （ii）決算期：平成31年12月期から平成35年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金20億円
行使可能割合：40%
 - （iii）決算期：平成31年12月期から平成34年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金15億円
行使可能割合：20%
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成29年11月30日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イ

からホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年11月30日

以上

アライドアーキテクト株式会社第19回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

2,450 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 245,000 株とし、下記 3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルート・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 906 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 34 年 4 月 1 日から平成 42 年 11 月 29 日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 新株予約権者は、下記（i）（ii）（iii）の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - （i）決算期：平成32年12月期から平成38年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金30億円
行使可能割合：100%
 - （ii）決算期：平成32年12月期から平成37年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金25億円
行使可能割合：40%
 - （iii）決算期：平成32年12月期から平成35年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金20億円
行使可能割合：20%
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成29年11月30日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イ

からホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年11月30日

以上